主 文本件控訴はこれを棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は末尾添附の弁護人高橋正雄提出の控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。 控訴趣意第一、二点について。

<u>〈要</u>旨第一〉憲法第二九条は一般に財産権の不可侵を認めつつ、しかもこれを絶対 的のものとせず、公共の福祉のために〈/要旨第一〉は制限を受けるものであることを 認め、更にこれを公共のために用いる場合には正当な補償をもつてしなければなら ないことを保障した規定であり、関税法第一一八条第二項は同条第一項と相俟つて 同法第一〇九条から第一一一条までの犯罪に係る貨物を没収し、又は没収すること のできない場合においてその物の犯罪の行われた時の価格に相当する金額を追徴す る旨を規定しているもので、その趣旨は、国が同法第一〇九条乃至第一一一条の犯 罪に係る貨物又はこれに代るべき価格が犯人の手に存在することを禁止し、もつて 右各法条による取締を励行しようとするに出たものであるから、同法第一一八条第 二項の規定するところは憲法第二九条の保障〈要旨第二〉する範囲外の事項に関する ものであり、なんら同条に違反するものではない、又関税法第一一八条第二項の 規</要旨第二>定する没収しないものの犯罪が行われた時の価格とは、そのものの犯 罪が行われた当時における国内卸売価格をいうものと解すべきであるから、没収し ない犯罪貨物が物品税法所定の課税物件であり、しかも物品税法に違反して物品税 を免がれているものであるときは、その物品税相当額をも加算してその犯罪が行われた時の価格を算定すべきことは当然であつて、原判決が被告人の判示一、の所為はいずれも関税法第一一〇条第一項第一号(関税を免かれる罪)同法第一一一条第 一項(許可を受けないで輸入する罪)及び物品税法第一八条第一項第二号前段(物 品税を免かれる罪)の各罪の想像的競合の関係にある所為であると認め、右関税法 違反の罪の犯罪貨物の価格を追徴するにあたり、そのものの物品税相当額をも加算 した金額によつて追徴金額を算定しているのは、関税法第一一八条第二項の規定の 趣旨とするところに従つて追徴を科しているものというべく、なんら、その趣旨を 逸脱しているもの認められないから、原判決は憲法第二九条に違反するものではな く、又関税法、物品税法の解釈適用を誤つたものでもない。しからば原判決には所 論のような違法はなく論旨は理由がない。

同第四点について。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 加納駿平 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)